



平成 25 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 イン テ ー ジ
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宮 首 賢 治 (コード番号 4326 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 財 務 IR 部 長 池 谷 憲 司
電 話 番 号	0 3 - 5 2 9 4 - 0 1 1 1 (代 表)

持株会社制移行に伴う会社分割ならびに定款変更

(商号・事業目的の変更) に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 15 日に公表しておりましたとおり、平成 25 年 10 月 1 日をもって持株会社制へ移行することについて検討を行ってまいりましたが、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、当社が営む一切の事業（株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に係る事業を除く。以下、「本事業」という）を会社分割により、当社の 100%子会社である株式会社インテージ分割準備会社（平成 25 年 10 月 1 日付で「株式会社インテージ」に商号変更予定。以下、「承継会社」という）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本吸収分割ならびに定款変更（商号・事業目的の変更）の効力発生については、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 41 回定時株主総会における関連議案が承認可決されること、および必要に応じて所轄官庁の許可等が得られることが前提条件となっております。

本件吸収分割後の当社は、平成 25 年 10 月 1 日付で持株会社となり、「株式会社インテージホールディングス」に商号変更するとともに、事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

なお、本吸収分割は当社の 100%子会社への吸収分割のため、開示事項・内容の一部を省略して開示いたします。

記

I. 持株会社制移行のための会社分割

1. 本吸収分割の目的

当社は第 10 次中期経営計画で「“NEXT50” へのテイクオフ 危機を乗り越え成長軌道への離陸を果たそう」を当社グループの基本方針とし、中期経営計画実現のために「モバイル」「グローバル」「ヘルスケア」をキーワードに、事業に取り組んでまいりました。

今後、当社グループを取り巻く環境変化に対応し、更なる企業価値向上を図るためには、各事業部門および各事業会社の権限と責任の明確化や専門性の追求により、当社グループのガバナンスおよび事業基盤の強化を図るとともに、当社グループ全体の成長を見据えた新たな経営体制の確立が急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は持株会社制への移行により、持株会社が当社グループの戦略立案機

能に特化し、当社グループの全体最適と各事業会社の個別最適の調和、成長分野への資源配分の最適化を図るとともに、各事業会社間のコラボレーション、人財の育成・交流、グループ共通業務の集約化・効率化等を促進し、企業価値の向上を目指します。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日 (当社および承継会社)	平成25年5月20日
吸収分割契約締結日	平成25年5月20日
吸収分割承認株主総会 (当社および承継会社)	平成25年6月21日(予定)
吸収分割効力発生日	平成25年10月1日(予定)

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社インテージ分割準備会社を承継会社とするいわゆる物的吸収分割です。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、承継会社は普通株式1,000株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権および新株予約権付社債の発行はございません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割により、承継会社は効力発生日において承継会社は、本吸収分割に際して、当社に属する本事業に関する資産・負債、その他の権利義務および雇用契約を含む契約上の地位を承継します。なお、債務の承継については重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社ともに、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本吸収分割後における当社および承継の会社の債務の履行の見込みについては問題はないものと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (平成 25 年 3 月 31 日)	承継会社 (平成 25 年 3 月 31 日)
(1) 名 称	株式会社インテージ ※1	株式会社インテージ分割準備会社※2
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル	東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮首 賢治	代表取締役社長 石塚 純晃
(4) 事 業 内 容	市場調査・コンサルティング システムソリューション	市場調査・コンサルティング システムソリューション
(5) 資 本 金	1,681 百万円	10 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 35 年 3 月 2 日	平成 25 年 4 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	10,404,000 株	200 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主および持株比率	ビービーエイチフォーファイデリティ イロープライズドストックフアン ド (プリンシパルオールセクター サポートフォリオ) 10.00% みずほ信託銀行株式会社退職給付 信託エーザイロ再信託受託者資産 管理サービス信託銀行株式会社 8.65% インテージ従業員持株会 6.43% 株式会社埼玉りそな銀行 4.83% 豊栄実業株式会社 4.37%	株式会社インテージ 100%
(10) 直前事業年度の経営成績および財政状態	平成 25 年 3 月期 (個別)	平成 25 年 3 月期
	純 資 産	12,118 百万円
	総 資 産	25,385 百万円
	1 株当たり純資産(円)	1,205.08
	売 上 高	27,795 百万円
	営 業 利 益	2,289 百万円
	経 常 利 益	2,398 百万円
	当 期 純 利 益	790 百万円
	1 株当たり当期純利益	78.60 円
	1 株当たり配当金	50.00 円

※1 平成 25 年 10 月 1 日付で「株式会社インテージホールディングス」に商号変更予定。

※2 平成 25 年 10 月 1 日付で「株式会社インテージ」に商号変更予定。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

市場調査・コンサルティング事業、システムソリューション事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 25 年 3 月期）

	分割対象事業実績(a)	当社単体の実績(b)	比率(a/b)
売上高	27,795 百万円	27,795 百万円	100.0%

(3) 分割する資産、負債の項目および金額（平成 25 年 3 月 31 日現在）

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	7,060 百万円	流動負債	4,399 百万円
固定資産	3,512 百万円	固定負債	2,410 百万円
合 計	10,572 百万円	合 計	6,810 百万円

5. 本吸収分割後の当社の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在予定）

	分割会社
(1) 名 称	株式会社インテージホールディングス
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮首 賢治
(4) 事 業 内 容	グループ経営に関する事業等
(5) 資 本 金	1,681 百万円
(6) 決 算 期	3月31日

6. 本吸収分割後の承継会社の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在予定）

	吸収分割承継会社
(1) 名 称	株式会社インテージ
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石塚 純晃
(4) 事 業 内 容	市場調査・コンサルティング事業、システムソリューション事業
(5) 資 本 金	450 百万円
(6) 決 算 期	3月31日

7. 今後の見通し

本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。なお、本吸収分割により、当社の収入は当社グループ会社からの経営管理料、配当収入等を、費用は持株会社としての運営経費等が主体となることを予定しております。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社制への移行に伴い、当社商号を「株式会社インテージホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものものです。なお、本定款変更は、本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日（平成25年10月1日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（商 号） 当社は、<u>株式会社インテージ</u>と称し、英文では、<u>INTAGE Inc.</u> と表示する。</p>	<p>第1条（商 号） 当社は、<u>株式会社インテージホールディングス</u>と称し、英文では、<u>INTAGE HOLDINGS Inc.</u> と表示する。</p>
<p>第2条（目 的） 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。</p>	<p>第2条（目 的） 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること</u>を目的とする。</p>
<p>(1) 官公庁、企業、団体に関する学術研究調査、市場調査、世論調査などの社会調査の実施</p> <p>(2) コンピュータによる情報の処理ならびに情報の提供</p> <p>(3) コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、保守</p> <p>(4) コンピュータ・ハードウェアの販売、賃貸および保守</p> <p>(5) コンピュータ・システムの運営管理の受託</p> <p>(6) 官公庁、企業、団体の経営およびマーケティングに関するコンサルティング</p> <p>(7) 医療機関における臨床試験の管理業務</p> <p>(8) 測量、地図作成ならびに関連する調査研究業務</p> <p>(9) 社会調査の結果およびコンピュータ・システムの技法に関する出版</p> <p>(10) 環境配慮型商品の開発および販売</p> <p>(11) 不動産賃貸業</p> <p>(12) 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p style="text-align: center;">} 現行どおり</p>
	<p><u>2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>

第3条～第39条 (条文省略)	第3条～第39条 (現行どおり)
--------------------	---------------------

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成25年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	平成25年10月1日(予定)

以上